

【刑法】

第1 問題の所在

- 1 各設問のXと甲は、Yあるいは乙に対して暴行を加え、その因果経過の先にY・乙の死亡という結果を生じさせているのですが、Y・乙が死亡するまでにはY・乙自身の行為が介在しています。このように被害者の行為が介在している場合にも、Xや甲に、Yあるいは乙死亡の結果について罪責を負わせることができるのか、すなわち、刑法上の因果関係をどのように判断するのが問題となります。
- 2 刑法上の因果関係の判断基準については、学説上、相当因果関係説が伝統的な通説の見解とされてきました。相当因果関係説では、結果に対する諸条件の中で、一般人の社会生活上の経験に照らし、通常当該結果が発生することが相当と認められるものだけについて因果関係を肯定しています。この見解によれば、「予見可能性」を基準にして、因果関係の有無が判定されることとなります。
- 3 これに対して、判例は、因果関係の問題について明確な理論的立場の表明を避け、事案ごとに具体的な事実認定を踏まえて因果関係の有無を判断してきました。そこで、実務的観点からは、因果関係を判断するための前提となる事実関係を類型化することが有用と考えられます。
- 4 そこで、被害者の行為が介在する事案について類型化してみますが、類型化の基準は二つあります。
  - (1) 第1の類型化基準ですが、被告人が生じさせた行為が直接の原因となって結果が発生している場合（Ⅰ類型）は因果関係を肯定する要因となり、介在する被害者の行為が直接的な原因となって結果が発生したという場合（Ⅱ類型）は、因果関係を否定する要因になるといえるでしょう。
  - (2) 第2の類型化基準ですが、介在する被害者の行為が、被告人の行為による強い心理的・物理的影響下で引き起こされたという事情が認められる場合（ $\alpha$ 類型）には、因果関係を認める方向に働く要因となり、介在する被害者の行為が、被告人の行為からは予想できないような異常な事態と評価される場合（ $\beta$ 類型）には、因果関係を否定する方向に働く要因になるものと考えられます。
  - (3) なお、介在事情が「第三者の行為」であるという場合についても、「被害者の行動」を介在事情とする場合と同様の議論が当てはまります。

第2 問題点に対する考え方

1 設問1の検討

- (1) 上記第2の類型化基準からすれば、介在する被害者の行動は、被告人の行為からは予想できないような異常な事態ですから、因果関係を否定する方向の要因が存することとなります（ $\beta$ 類型）。他方、第1の類型化基準によれば、被告人の暴行により生じさせた傷害が被害者の死亡という結果をもたらす直接の原因になっています（Ⅰ類型）。
- (2) 設問1のモデルである最高裁平成16年2月17日決定は、被害者の死亡は、被告人の行為が有する危険の現実化と評価できると判断し、因果関係を肯定しました。被告人らの暴行により被害者の受けた傷害が、それ自体、死亡の結果をもたらす身体の損傷であったという点、すなわち上記Ⅰ類型に属する点を重視したものと いえます。  
では、介在する被害者行動が異常である点、すなわち上記 $\beta$ 類型に属していることについてはどのように評価すべきなのでしょうか。

そこで検討すると、上記最高裁平成16年2月17日決定の事案では、治療により差し当たっての生命の危機は脱したといえました。しかし、治癒（あるいは結果発生の可能性のない程度までの回復）に至ったわけではなく、小康状態であったに過ぎず、なお、結果発生に十分な因果力のある危険の継続が認められます。比喩的にいえば、行為の持つ因果力が、その当初に比して勢いを弱めた状態になったものの、なお危険は継続していたわけです。たしかに、被害者は、安静に努めるという自らの行動により、死亡という結果発生に向けた因果力を押しとどめ、結果を回避することができたました。それにもかかわらず、結果回避に反する行為に出たために死亡という結果が生じたのですが、それは、当初の行為の危険性が相当程度残存している状況下で、可能であった危険の減少をしなかったというだけであり、当初の被告人の行為を変質させたり、増幅させたりはしていません。すなわち、介在する被害者の行為は、当初の被告人の行為によって生じていた結果発生の危険を上回るような、新たな結果発生への危険性を生じさせたものではないのであり、そのため、β類型に属していても因果関係を否定する要因とはならないわけです。

以上のように、もともと被告人の行為によって生じていた結果発生の危険を上回る危険が、介在する被害者の行為によって新たに生じたものとはいえない場合には、生じた結果は、被告人の行為が持つ危険の現実化と評価でき、因果関係は肯定されることになります（最高裁判所判例解説刑事編平成16年148～150頁参照）。

- (3) 本問では、Xは、割れたビール瓶でYの後頸部を突き刺すという暴行を加えているところ、その暴行によりYは大出血をしており、緊急手術により生命の危機を脱したので、Xの暴行はYの生命に危険を及ぼす行為と認められ、Xには殺人の故意も存在しました。したがって、Xの暴行は殺人の実行行為に該当します。

そして、Yは、医師に入院中は絶対安静を保つように指示されていたにもかかわらず、病院を抜け出して繁華街に遊びに行ったという事情があるのですが、Yが死亡したのは、もともとの傷口が開いて改めて大出血を起こしたことが原因です。そうすると、繁華街に遊びに出たというYの行為は、Xの暴行によって生じていたY死亡という結果発生の危険を上回る新たな危険を生じさせたものではなく、Yの死亡は、Xの暴行が持つ危険の現実化と評価されます。したがって、Xの暴行とYの死亡には因果関係が肯定されます。

以上により、Xには殺人既遂罪（刑法199条）が成立することになります。

なお、Yが病院を抜け出して繁華街に遊びに出た行為に対する異常性の評価については、Yは、暴走族の構成員であったということですから、自らの生命・身体に危険が及ぶことを顧みることなく、スリルを味わうなどのために、交通法規等無視した危険な運転を繰り返してきたという経緯が窺われるのであり、そうであれば、安静にしておくようにとの医者の指示があっても、それを無視して繁華街に遊びに出るということは、必ずしも異常な事態とまではいえないとも評価できます。そのように評価するならば、因果関係はさらに肯定しやすくなるでしょう。

## 2 設問2の検討

- (1) 設問2のモデルとなった最高裁平成15年7月16日決定をみてみましょう。この決定は、「被告人らが、被害者に対し、当初は公園で約2時間10分にわたり熾烈な暴行を加えた上、更にマンション室内に連行して、約45分間にわたり、断続的に暴行を加えたところ、被害者が隙を見て逃走し、その10分後、マンションから約800メートル離れた高速道路に侵入して、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過さ

れて死亡するに至った。」という事案に対し、「被害者が逃走しようとして高速道路に侵入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路（出題者注：高架状の高速道路ではなく、土手のように地面が盛り上がった状態の高速道路であり、高速道路の反対側に行くには、高速道路の下に設けられたトンネルを通過する必要がある）に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価できる。」旨判示しました。

ここで、被害者の不適切な行動を「被告人らの暴行に起因するもの」と説示していますが、その意味は、「被害者が危険な逃走方法を選択したのは、被告人らの暴行により極度の畏怖状態に陥り、実際に行われた被告人らによる執ような追跡行為を予想したからに他ならないのであるから、被告人らの暴行あるいは追跡行為の心理的、物理的影響を受けたことによるのであり、被害者が事故に遭遇した時点では、被告人らの暴行、追跡行為の影響が断ち切られていると考えられる安全圏まで逃走していたとはいえないから、本件では、被告人らの暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる」ということだと考えられます。すなわち、被害者のそのような危険な逃走方法が、被告人による暴行の心理的、物理的影響下で選択されたのであるから、被告人の暴行の危険が現実化したものと評価できるというわけです。ここでは、第1の類型化基準ではⅡ類型に属するものの、第2の類型化基準において、甲らの行為による強い心理的・物理的影響下で引き起こされたということ、すなわちα類型に属するということが重視されています。

また、「被害者の逃走方法が著しく不自然、不相当ではない」という指摘もなされていますが、その意味は、たとえ被告人らの暴行による心理的・物理的な影響下で選択された逃走方法であったとしても、その逃走方法が著しく不自然、不相当であれば、因果関係が否定される余地があることを留保するものと考えられます。そのように因果関係が否定されるのは、例えば、被害者が、既に安全圏内に逃走を果たしているのに、敢えて危険な逃走方法を選択した場合とか、被告人の暴行や追跡行為から逃れることとは別の動機から、敢えて危険な逃走方法を選択した場合などが考えられます。

- (2) このような判例の考え方を前提として設問2をみてみましょう。乙は、甲らから長時間にわたり熾烈な暴行を受けて生命の危険を感じるまでに至っています。そして、隙を見て逃げ出したものの、甲らから追われていることを認識していました。さらに、乙は甲が組長である暴力団から脱退しようとしたために制裁を加えられていたわけですが、その最中に逃げ出すという行動に出たわけですから、捕まればさらに激しい暴行を加えられることは容易に予想できる状況でした。そうすると、甲らの追跡から逃れるために、乙は心理的に極限状態になっていたと認められます。そうすると、2月の北海道という極寒の状況で、川幅が30メートルもある水量の多い川を泳いで渡ろうとする行為は、いわば自殺行為ともいえるのですが、甲らを振り切るために、あえて生命の危険を冒してでも川を泳いで渡って安全な場所に到達しようとするのは、決して不自然なことではなく、むしろ当然のことともいえるわけです。したがって、乙が川を泳いで渡ろうとして溺れ死んだことは、甲らの暴行の持つ危険が現実化したものと評価されることになり、甲らの暴行と乙死亡との間の因果関係が肯定されます。

ただし、甲らには、乙に制裁を加えて脱会を思い止まらせるという意図だったのです

から、乙を死亡させることの認識・認容はなかったと認められます。そこで、傷害致死罪（刑法205条）が成立することになります。

#### 4 因果関係の判断基準

上記各判例を前提として、被害者や第三者の行為が介在する場合の因果関係につき、その判断基準を整理すると次のようになりますので、参考にしてください（最高裁判所判例解説刑事編平成16年144頁参照）。

- ① 刑法上の因果関係は、生じた結果を行為者に帰責させるのが相当かという評価の問題ですから、生じた結果が、被告人の行為による危険が現実化したものと評価できる場合には、因果関係が肯定されます。
- ② そして、被害者・第三者の行動が介在する場合であっても、もともと被告人の行為によって生じていた結果発生への危険を上回るだけの、結果発生への危険性が新たに生じていない限りは、生じた結果は、被告人の行為による危険が現実化したものと評価できるため、被告人の行為と結果との間の因果関係が肯定されます（Ⅰ- $\alpha$ 、Ⅰ- $\beta$ 類型）。
- ③ また、介在する被害者・第三者の行動が被告人の行為とは独立しており、しかも、被告人の行為により生じかつ現存する危険を上回るか、結果を発生させるだけの危険を新たに生じさせたという場合であっても、それが被告人の行為により被害者・第三者の意思が事実上拘束されていたなど、被告人の行為によって必然的に導かれたといえるような場合には、生じた結果は被告人の行為による危険が現実化したものと評価できることから、被告人の行為と結果との間の因果関係が肯定されます（Ⅱ- $\alpha$ 類型）。
- ④ これに対し、介在する被害者、第三者の行動が、被告人の行為により生じかつ現存する危険を上回り、結果を発生させるだけの危険を新たに生じさせた場合で、かつ、それが被告人の行為と独立したものであるときには因果関係が否定されます（Ⅱ- $\beta$ 類型）。例えば、被告人の過失によりその運転車両と衝突し足首を捻挫した被害者が、救急車で搬送される途中、別の交通事故によって頭部に打撲を負い、それが原因で即死したというような場合です。

以上